

十文字学園女子大学人間生活学部紀要第4巻 2006年

児童家庭支援センターの実態と課題 — 全国実態調査結果をもとに —

The Actual State and Problems on the Children and family Support Center — Based on Findings of the Survey on Conditions about all Centers —

伊藤 わらび
Warabi ITO

野島 靖子
Yasuko NOJIMA

1. 問題の所在

わが国の合計特殊出生率が、1989年「1.57ショック」という低下を示して以降、政府は、少子化対策として、1994年のエンゼルプランに始まり各種法律を制定し、国の重要施策として取り組んできた。しかし、合計特殊出生率は低下の一途をたどり、2005年は、1.25であった。2005年4月に実施された次世代育成支援対策推進法のもとに10年間を目標に地方自治体及び企業の子育て支援が推進されている。

1980年代から地域における育児不安や子育て困難の状況が顕著になり、やがて児童虐待が社会問題化してきた。2004年11月の児童福祉法の改正により児童相談に関する体制が見直され、「市町村」と「都道府県（児童相談所）」の役割分担と連携が新たに示された。児童相談所の役割は「要保護性の高い困難な事例への対応や市町村に対する後方支援に重点」が置かれ、一方、地域の増大する子育て相談の窓口を市町村に設置することになった。

「児童家庭支援センター」は、1997年児童福祉法改正により、第44条の2項に新たに創設された。児童福祉施設に附置され、地域に密着した児童・家庭相談機関として各般の問題につき相談に応じ、必要な助言を行うというものである。夜間、緊急についても対応できる24時間365日の開設が求められている。「児童家庭支援センター設置運営要綱」（注1）によると、「乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、及び児童自立支援施設に附置し、それらの施設機能の活用を図ること。」また、職員の配置については、「相談、支援担当職員」（常勤1名及び非常勤1名）、「心理療法等担当職員」（非常勤1名）とされている。経

十文字学園女子大学人間生活学部人間福祉学科

Department of Human Welfare, Faculty of Human Life, Jumonji University

キーワード： 児童家庭支援センター、児童福祉施設、児童・家庭問題、地域密着型育児支援、実態調査

費は、所在地によりバラつきが見られるが、国からの補助金を含め1センター当年間900万円前後である。2004年度に策定された「子ども子育て応援プラン」では、2009年度におけるセンター設置の到達目標値は100ヶ所となっている。

2. 研究目的

児童家庭を取り巻く地域・社会環境の変貌と、家庭の養育機能の低下等により、児童家庭の問題が増加し、深刻化している。今日、地域における子育て支援の充実は緊急の課題といえる。このような状況の中で、子ども家庭相談機関として地域に密着し、24時間365日専門職による相談、支援活動が展開されている「児童家庭支援センター」の事業は、地域住民にとって大いに期待されるところである。本研究では、児童家庭支援センターの実態を把握することを通して、その課題と展望について考察する。

3. 研究方法

- ① 2005年12月～2006年にかけて、埼玉県内2ヶ所、千葉県、神奈川県、鳥取県内各1ヶ所、計5ヶ所の「児童家庭支援センター」を訪問し、センター内の見学及び、センター長、相談員から状況の説明を受けた。
- ② 2005年度末に設置されている全国の児童家庭支援センター59ヶ所を対象に2006年8月アンケート調査票を発送した。(悉皆調査) 1ヶ月の期間において、52ヶ所、回収率88.1%の回答を得た。
- ③ 2006年9月21日～22日に、鳥取県で開催された平成18年度全国児童家庭支援センター協議会総会に出席し、厚生労働省、県、市町村、児童相談所等の担当者の行政説明、及び、全国のセンター関係者の報告を聞いた。

4. 「児童家庭支援センター」の設立の経緯と運営の概況

(1) センターの設置の経緯と関係法規

本制度の施行の経緯は、地域社会における深刻化する児童家庭問題への対応を整備するために、1996年3月より中央児童福祉審議会基本問題部会において、児童福祉法改正の作業が開始された。14回にわたる審議会を経て、同年12月、「少子社会にふさわしい児童自立支援システムについて」の中間報告が出された。その中で、変貌する今日の地域社会の子どもと、家庭への支援体制を整備することの緊急性が指摘され、「子ども家庭支援センター」(仮称)として提案された。その際の説明は、「児童相談所では、地域レベルの対応に限界がある。地域の施設等を活用して総合的・専門的な相談・指導を行う“子ども家庭支援センター”(仮称)を整備すべきである。子ども家庭支援センターの整備にあたっては、保健医療、福祉、司法、警察など各種の地域資源との十分な連携を図るとともに相談体制の集約化が重要である。」とされた。このような経緯を経て、1997年6月児童福祉法が改正され、第44条の2に「児童家庭支援センター」の名称で、児童福祉施設として位置づけられ、1998年4月1日より施行された。1998年度は、埼玉県、岐阜県、大阪府、香川県、長崎県で計5ヶ所が設置され、以後、毎年7～8ヶ所程度増設され、2006年4月現在62ヶ所である。

1998年には、全国児童家庭支援センター協議会が結成され、総会や、実務者研修会の開催、また、毎年厚生労働大臣あてに、予算増額の要望書を提出するなど児童家庭支援センターの発展に向けて取り組んでいる。2002年7月、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長により「児童家庭支援センター運営モデル事業の実施について」、また、同局家庭福祉課長から、センターの新設に当たり採択方針が示され、年間の相談件数が300件以上であるとされた。2003年には、「児童家庭支援センター」の運営や新設等の共通理解に向けて「児童家庭支援センターハンドブック」を発行した。2005年度のセンターの児童福祉施設への附置状況をみると、59ヶ所のうち55ヶ所が児童養護施設、2ヶ所ずつが乳児院と情緒障害児短期治療施設に附置されている。厚生労働省が附置施設としている5種類の児童福祉施設は、2005年度末現在合計1,040ヶ所であるところから、センターの附置割合は、5.9%であることが分る。一方、都道府県のセンターの設置状況は17の県が未設置である。

児童福祉法第44条の2第1項には、児童家庭支援センターの目的として「地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童・母子家庭・その他の家庭・地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行う」とともに、「あわせて児童相談所・児童福祉施設等との連絡調整、その他厚生労働省の定める援助を総合的にを行うことを目的とする施設とする」、第2項には「厚生労働省令の定める児童福祉施設に附置するものとする」、第3項には「職員の個人の身上に関する秘密保持」について明記されている。

また、児童福祉施設最低基準「第11章 児童家庭支援センター」には、第88条の2に「設備の基準」として「相談室の設置」、第88条の3「職員」について、第88条の4には「支援を行うに当たっての遵守すべき事項として、①「児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。」、②「児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子相談員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない」、③「その附置されている施設との緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。」としている。

一方、1998年5月18日に厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より通知された「児童家庭支援センター設置運営要綱」では、センターの目的について「必要な助言・指導と他機関・施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭福祉の向上を図ることを目的とする」とし、児童福祉施設への附置については、「児童福祉施設の相談指導に関する知見や、夜間・緊急時の対応・一時保護等に当たっての施設機能の活用を図る観点から」既述の5種の施設に附置するとされている。事業内容として「(1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業 (2) 都道府県(児童相談所)からの受託による指導(指導措置の受託) (3) 関係機関との連携・連絡調整」と規定されている。事業の実施に当たっては、「利用度の高い時間に対応できる体制への配慮。利用者の意向の把握に努めると共に、懇切を旨としなければならない。必要に応じ、訪問等の方法により積極的に状況把握をし、問題の明確化を図る。援助計画を作成し、計画的な援助の実施を図る。記録の適切な管理と援助計画の作成。児童相談所からの指導委託を正当な理由がない限り拒んではならない。児童相談所との密接な連携。夜間等の緊急対

応。本体施設の緊急時の受け入れ体制の確保。関係機関との調整・通告・斡旋。総合相談日等の設置」等14項目の留意事項が示されている。職員については「(1) 運営管理責任者を定める。①相談・支援を担当する職員（常勤1名、及び非常勤1名）児童福祉事業の実務経験を十分に有し、各種福祉施策に熟知していることが望ましい。また本体施設の入所者の直接処遇の業務は行わない。②心理療法等を担当する職員（非常勤1名）(2) 職員の責務として①秘密を守る②センターの果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会をとらえ、相談・支援等の技術等に関し自己研鑽に努めるものとする。」センターの設備は、「本体施設と設備の一部共有化を認める。相談室等利用者の個人の身上に関する秘密が守られる設備であること。」この他、広報等について、経費について、都道府県（政令都市を含む）が児童家庭支援センターの運営のために支出した費用に対する国の補助金について等が規定されている。

なお、東京都は児童福祉法改正以前の1995年に東京都独自の事業として「子ども家庭支援センター事業」を開始した。（注2）設置主体は、区市町村であり、2007年2月1日現在62ヶ所設置されている。基本的な機能は①総合相談②ショートステイ・トワイライトステイ等の在宅サービスの提供③関係機関との連携による援助計画の作成実施④地域組織化活動等である。（注3）2003年度からは、先駆型子ども家庭支援センターを創設した。東京都社会福祉協議会調査では、1センター当りの2003年度の平均事業費は約3903万円となっている。（注4）

児童福祉法改正に伴う、「児童家庭支援センター」の創設は、東京都の「子ども家庭支援センター」が参考とされた。

(2) 児童家庭支援センターの運営事業実績の概況

全国児童家庭支援センター協議会が実施した2005年度運営事業実績報告によると、全国60ヶ所のセンターの相談の平均実人数は253人、相談の延件数1055件となっている。このうち電話相談内容件数が482件で最も多く、次が来所相談193件、訪問相談件数119件である。それぞれの相談平均所要時間は26分、68分、61分であるが、これらの数字は、全国の各センターで大きな差異がみられる。相談の実人数平均が多いセンターは1028人（相談延件数1644件）、相談延件数は、3708件（相談の実人数193人）である。これらの数字は、相談の実人数を示しておりセンターの活動状況を必ずしも表わしていないといえる。相談の実人数は少ないが、1名についての来所相談回数が多く、また、訪問相談、メール・手紙・その他のカウントされない相談が非常に多い。児童相談所からの指導委託人数は全国合計235人で1ヶ所平均4人である。この数字も0人～29人と差異がある。夜間対応は総計5865件で、1ヶ所平均98件であるが、多いところは866件で、一方、0件のセンターもある。ショートステイは総数2523人で平均42人であるが、最高は549人で0人のセンターもみられる。

また、協議会は、2005年度の平均値として、通所指導平均件数60件、心理療法等平均件数93件、グループワーク集団指導等の回数66回、地域支援事業の回数31回、地域支援事業延べ利用者数836人、他機関との連携・会議等の回数65回を報告している。相談経路別受理件数は、21の分類がなされているが、その中で「家族・親戚」からの相談が最も多く計8382人で

55.2%を占めている。次が県・市町村から1827件7.6%である。内訳をみると、福祉事務所等7.6%、児童相談所から4.4%である。その他「18才以上の本人」から6.2%、「学校等」「児童福祉施設」「児童本人」「保健センター」「保育所」「医療センター」が上位となっている。

5. 調査結果

基礎データ

本調査で回答のあった52施設についてみると、児童家庭支援センターが附置されている本体施設の種別は、「児童養護施設」が49ヶ所（94.2%）、「情緒障害児短期治療施設」が2ヶ所（3.8%）、「乳児院」が1ヶ所（1.9%）であった。（表1）

設置主体は、「社会福祉法人」が51ヶ所（98.1%）、「市立」が1ヶ所（1.9%）であった。しかし、17年度において1ヶ所あった市立の児童家庭支援センターは、18年度に民営化され、設置主体が社会福祉法人に変更されている。児童家庭支援センターは、柔軟に対応できる民間の児童福祉施設への附置ということ当初より考えられ創設されたことに加え、公立の福祉施設の民営化が進んでいるということであろう。（表2）

表1 本体施設（回答数52）

	実数	%
児童養護施設	49	94.2
情緒障害児短期治療施設	2	3.8
乳児院	1	1.9
合計	52	100.0

表2 設置主体（回答数52）

	実数	%
社会福祉法人	51	98.1
市立	1	1.9
合計	52	100.0

表3 経過年数（回答数52）

センター開設後の経過年数は、7年10ヶ月が最高で、1ヶ月が最も新しく、平均は3年11ヶ月であった。1年未満が4ヶ所（7.7%）あるが、7年以上との回答も7ヶ所（13.5%）あった。センターの増設の必要性が問われながらも、微増状態となっている。（表3）

	実数	%
1年未満	4	7.7
1年以上3年未満	10	19.2
3年以上5年未満	19	36.5
5年以上7年未満	12	23.1
7年以上	7	13.5
合計	52	100.0

開所日と開所時間

センターは365日24時間開所されていることが求められている。調査結果においても、実際にセンター職員が出勤し、事務所を開き、週に7日間「月曜日～日曜日」開所していると回答のあったセンターが最も多く、24ヶ所（46.2%）であった。次いで週6日間開所「月曜日～土

曜日」が16ヶ所（34.6%）、週5日間9ヶ所（17.3%）であった。週6日間開所であるが、土曜日を休みとし、「日曜日～金曜日」としているセンターが2か所となっている。週6日間開所しているセンターは、合わせて18ヶ所（34.6%）となっている。このことから、休日の利用者も多いことが推測できる。（表4）

開所時間数は、7時間から24時間まで幅があり、平均9.7時間であった。センターは24時間の対応が求められているため、実際にセンター職員が出勤し、開所している時間以外の時間帯については、個々のセンターにより、工夫がされている。24時間と回答した施設では、センターの常勤職員が月に5～6回宿直しており、宿直できない日は本体施設職員が対応している。他のセンターにおいても、本体施設職員対応であったり、携帯電話対応であったりと、何らかの形で24時間対応ができるようにしている。開所時間数では「9～9.5時間」が最も多く28ヶ所（53.8%）あり、次いで「8～8.5時間」が8ヶ所（15.4%）であった。時間帯について「9時～18時」がもっとも多く24ヶ所（46.2%）となっている。（表5）

表4 開所曜日（回答数52）

	実数	%
月曜日～日曜日	24	46.2
月曜日～土曜日	16	30.8
月曜日～金曜日	9	17.3
日曜日～金曜日	2	3.8
無回答	1	1.9
合計	52	100.0

表5 開所時間（回答数52）

	実数	%
7～7.5時間	3	5.8
8～8.5時間	8	15.4
9～9.5時間	28	53.8
10～10.5時間	7	13.5
12時間	2	3.8
24時間	2	3.8
無回答	2	3.8
合計	52	100.0

勤務形態

勤務形態は常勤・非常勤ともに、土曜日、日曜日も含めシフト制にしているセンターが多い。また、開所時間に合わせたの出勤となるため、個々のセンターの開所時間に合わせ、8時半から22時までの間に何種類もの勤務形態で業務が行われている。常勤の職員で最も多い勤務時間帯は「9時から18時」で、21ヶ所（40.4%）、であった。心理職員が常勤のセンター専任職員であるところが4ヶ所ある一方で、「月に2回勤務、それ以外には必要時」というセンターもあった。また、「勤務は8時30分から17時となっているが、センターの開所時間が18時までなので残っている」というコメントもあった。

相談件数

相談件数は、42ヶ所のセンターより回答が得られた。実件数の総件数は11671件、最高で768件、平均は277.9件であった。延べ件数では、総件数40139件、最高で2171件、平均955.7件であった。相談内容別では「養護相談」が最も多く実件数で3492件（29.9%）、約3割である。

「養護相談」において1ヶ所あたり最も多いセンターで305件であった。次いで育成相談のうち「性格行動」が13.1%である。養護相談のうち760件が「虐待」に関する相談で、養護相談に対する割合は21.8%、総件数に対する割合で6.5%にあたる。(表6)

表6 相談件数 (回答数42)

	養護	相談 虐待	保健	障害	非行	育成相談				いじめ	D V	その他	不明	合計
						性格 行動	不登校	適正	しつけ					
実 件 数	3492	再掲 (760)	696	875	247	1532	511	399	1317	109	96	2397		11671
%	29.9	(6.5)	6.0	7.5	2.1	13.1	4.4	3.4	11.2	0.9	0.8	20.5		100.0
延 件 数	11541	再掲 (2942)	919	3051	426	4008	2702	734	2835	334	137	4033	9619	40139
%	28.5	(7.3)	2.3	7.6	1.1	10.0	6.7	1.8	7.1	0.8	0.3	10.0	24.0	100.0

年齢別相談件数

年齢別相談件数を集計していないというセンターが多く、回答を得られたのは30ヶ所であった。年齢別に集計していない理由として、「匿名での相談受付も多く、集計していない」というコメントもあった。30ヶ所の実件数の総数は6147件で、年齢別では、「幼児」が最も多く35.9%、ついで「小学生」の20.8%である。全相談件数のうち、半数以上56.7%が幼児と小学生で占めている結果となっている。また、「中学生」が10.7%、「高校生」が5.9%であり、中高生の相談は全体の16.6%であった。(表7)

表7 年齢別相談件数 (回答数52、無回答22、実回答数30の総数)

	実件数総数	%
乳児 (0~1歳未満)	548	8.9
幼児 (1歳~入学未満)	2,207	35.9
小学生	1,279	20.8
中学生	660	10.7
高校生	363	5.9
その他	1,090	17.7
合計	6,147	100.0

夜間及び休日対応

夜間においては、「センター職員が携帯電話で対応している」が最も多く19ヶ所(36.5%)、次いで「本体施設職員が対応している」が17ヶ所(32.7%)であった。「留守番電話にしている」は、1ヶ所(1.9%)のみであった。「夜間」についての範囲であるが、17時30分で閉所し、その後は夜間対応となるセンター、21時もしくは22時までは通常の開所時間でその後夜間対応となるセンター、毎日ではないが常勤職員が宿直にて対応するなど、夜間対応の時間帯がセンターにより異なっている。「その他」については「本体施設職員が対応するが、緊急時には必要に応じて夜間においてもセンター職員が出勤してくる」「センター職員もしくは本体施設職員が交代で対応」など、個々のセンターにより限られた職員で対応に工夫していることがわか

る。「留守番電話で携帯電話番号を伝えている」センターもあった。(表8)

夜間に「センター職員が携帯電話で対応している」と回答のあったセンターにおける具体的な対応については、「センター職員の持つ携帯電話に直接転送している」が18ヶ所(64.3%)、「本体施設職員が電話を受け、センター職員の持つ携帯電話に連絡する」が4ヶ所(14.3%)であった。「携帯電話番号を公表」しているところはなかった。「その他」はその時の状況に応じてという回答が多かった。(表9)

表8 夜間対応 (回答数52)

	実数	%
センター職員が直接対応している	1	1.9
センター職員が携帯電話で対応している	22	36.5
留守番電話にし、翌日以降に対応している	1	1.9
本体施設職員が対応している	17	32.7
その他	11	26.9
合計	52	100.0

表9 夜間における携帯電話対応 (回答数28)

	実数	%
センター職員の持つ携帯電話に直接転送している	18	64.3
センター職員の持つ携帯電話を公表している	0	0.0
本体施設職員が電話を受け、センター職員の持つ携帯電話に連絡する	4	14.3
その他	6	21.4
合計	28	100.0

携帯電話を持っている職員は「相談員」が19ヶ所(36.5%)、「センター長」が7ヶ所(13.5%)、「心理職員」が5ヶ所(9.6%)であった。全員との回答はセンター所有の携帯電話ではなく、個人の携帯電話であると考えられる。「その他」では本体施設の施設長が持っているとの回答もあった。(表10)

夜間に対応した件数については49ヶ所のセンターより回答があり、合計の総件数は3987件で、1ヶ所当たりの件数は、最高で465件、最少で1件と回答したセンターが2ヶ所、2件と回答したセンターが3ヶ所あった。平均は81.4件であった。

センターは、休日を含め週7日開所しているところが46%あり、休日対応を特に集計していないとの回答が多く、休日対応件数の回答があったセンターは28ヶ所53.8%にとどまっている。休日対応件数の総数は1,351件、1ヶ所あたりの平均は48.3件であった。

表10 携帯電話を持っている職員
(回答数52 非該当25 複数回答)

	実数	%
相談員	19	36.5
センター長	7	13.5
心理職員	5	9.6
全 員	2	3.8
その他	3	5.8
非該当	25	48.1
合計	61	117.3

実施事業

「電話相談」と「来所相談」、「関連機関との調整」は52ヶ所（100%）全センターにおいて実施されている。次いで「家庭訪問」は92.3%、「児童相談所からの委託」は80.8%のセンターで実施されている。「その他」では、メールやファックスでの相談、心理療法、発達検査、グループワーク、講師派遣、子育てセミナー、子育て支援事業、里親支援事業、不登校児支援事業、などがある。（表11）

地域の子育て支援のために実施している事業は、「一時保護」が最も多く37ヶ所（71.2%）で行われ、次いで「トワイライトステイ」は24ヶ所（46.2%）で実施されている。「子育てひろば」と「育児講座」は、ともに21ヶ所（50.0%）となっている。「その他」ではデイサービス、巡回療育相談、不登校児の居場所作り、親子参加型の企画の実施、子育て講演会、子育てサロンなど、多様な事業が実施されている。（表12）

表11 実施事業（複数回答）

	実数	%
電話相談	52	100.0
来所相談	52	100.0
家庭訪問	48	92.3
児童相談所からの委託	42	80.8
関連機関との調整	52	100.0
その他	23	44.2
合計	269	517.3

表12 地域子育て支援事業（複数回答）

	実数	%
子育てひろば	21	50.0
一時保護	37	71.2
トワイライトステイ	24	46.2
育児講座	21	50.0
その他	24	46.2
無回答	2	3.8
合計	129	267.4

連絡調整

連絡調整機関としては、「児童相談所」が最高で51ヶ所（98.1%）であるが、無回答が1ヶ所あるため、回答のあったすべてのセンターが挙げることになる。次いで「学校等」が46ヶ所（88.5%）、「児童福祉施設」が42ヶ所（80.8%）、「福祉事務所」が40ヶ所（76.9%）と続いている。「その他」は、教育委員会、在宅介護支援センター、社会福祉協議会、障害者生活

支援センター、子育て支援センター、法務局、裁判所、などであった。(表13)

連絡・調整のための会議開催回数について回答のあったセンターは48ヶ所で、総回数は1323件、最も多いところで86回、最も少ないところで1回、1ヶ所あたりの平均は27.6回であった。1ヶ月あたりの平均にすると2.3回となっている。

会議についての自由記述では、実に様々な会議名が挙げられた。主なものを集計すると、30種類以上となった。その中で最も多かったのが「児童相談所との連絡会議」で20ヶ所(38.5%)であったが、「ケース会議」など他の会議にも児童相談所が同席することがあり、実際には回答された数字以上に連絡し合っていると

思われる。次いで多かったのは「児童虐待防止ネットワーク連絡会議」で19ヶ所(36.5%)、「ケース会議」16ヶ所(30.8%)、「要保護児童対策地域調整会議」8ヶ所(15.4%)、「市との連絡調整会議」7ヶ所(13.5%)、「主任児童委員との連絡会」5ヶ所(9.6%)などである。また、先の虐待防止ネットワーク以外にも様々な「ネットワーク連絡会議」が実施され、例えば、子育て支援、ケース検討、DV防止、スクールサポート、などがある。さらに、複数のセンターのある道府県では県内センター連絡協議会を開催している。

児童相談所との関係

児童相談所から指導を「受託した」センターは37ヶ所(71.2%)、「受託していない」センターは13ヶ所(25%)であった。「その他」では、「正式な文書での受託はないが訪問や見守りの依頼は受けている」とあり、様々な形で児童相談所と連携していることがわかる。(表14)

受託件数については、35ヶ所より回答が得られ、35ヶ所の合計総件数は177件、最高で19件、最低で1件、1ヶ所平均は5.1件となっている。受託内容では、「養護相談」が116件で最も多く、65.5%であり、さらにそのうち虐待に関する相談が44件で、養護相談に対する割合で37.9%、受託件数全体に対する割合でも24.9%となっている。次いで多いのが育成相談の「性格行動」で10件(5.6%)であった。(表15)

表13 連絡調整機関 (複数回答)

	実数	%
児童相談所	51	98.1
福祉事務所	40	76.9
児童福祉施設	42	80.8
警察	18	34.6
保健センター	38	73.1
保健所	28	53.8
医療機関	36	69.2
保育所	39	75.0
幼稚園	28	53.8
学校等	46	88.5
児童・民生委員	40	76.9
その他	13	25.0
無回答	1	1.9
合計	420	807.7

表14 指導委託 (回答数52)

	実数	%
受託した	37	71.2
受託していない	13	25.0
その他	1	1.9
無回答	1	1.9
合計	52	100.0

表15 受託内容別件数 (回答数35の総数)

	養護	相談 虐待	保健	障害	非行	育成相談				いじめ	DV	その他	不明	合計
						性格 行動	不登校	適正	しつけ					
実 件 数	116	再掲 (44)	2	4	6	10	4	1	0	0	1	2	31	177
%	65.5	(24.9)	1.1	2.3	3.4	5.6	2.3	0.6	0	0	0.6	1.1	17.5	100.

児童相談所への通告について「ある」と回答のあったセンターは35ヶ所(67.3%)、「ない」は13ヶ所(25.0%)であった。通告件数の総数は25ヶ所で225件、1ヶ所あたりの平均で9件であった。(表16)

表16 児童相談所への通告 (回答数52)

	実数	%
あ る	35	67.3
な い	13	25.0
そ の 他	1	1.9
無 回 答	3	5.8
合 計	52	100.0

子どもの一時預かり

子どもの一時預かりについては「実施している」が43ヶ所(82.7%)、「実施していない」が9ヶ所(17.3%)であった(表17)。「実施している」と回答のあった43ヶ所における一時預かりの内容は、「自治体よりのショートステイ事業」が最も多く38ヶ所(73.1%)、次いで「児童相談所よりの一時保護事業」が31ヶ所(59.6%)であった。「その他」では、自治体よりの子育て短期利用事業(休日預かり)、デイサービス、男女共同参画センターや婦人相談所からの一時保護などであった。また、自治体等よりの委託ではなく、独自事業として一時預かりを実施しているセンターが3ヶ所あった。(表18)

表17 子どもの一時預かり (回答数52)

	実数	%
実 施 し て い る	43	82.7
実 施 し て い な い	9	17.3
そ の 他	0	0
合 計	52	100.0

表18 実施した一時預かり (複数回答)

	実数	%
児 童 相 談 所 よ り の 一 時 保 護 事 業	31	59.6
自 治 体 よ り の シ ョ ー ト ス テ イ 事 業	38	73.1
自 治 体 よ り の ト ワ イ ラ イ ト 事 業	23	44.2
そ の 他	9	17.3
合 計	101	194.2

一時預かりの事業のうち、実施件数が最も多い事業は「自治体よりのショートステイ」で、センター1ヶ所平均は、実件数で26.6件、延べ日数137.6日となっている。これは、「児童相談所よりの一時保護事業」の平均実件数2.7件、延べ日数71.1日と比較するとかなり多いことがわかる。さらに、ショートステイ事業が、1件あたりの平均日数が5.2日であるのに対し、一

時保護事業は25.9日と中期になっていることがわかる。(表19)

一時預かりの実施場所は、「本体施設で実施している」が33ヶ所(63.6%)、「センター内で実施している」が6ヶ所(11.5%)であった。親子の一時保護を実施しているところでは、「親子一緒の一時保護のみセンター内で実施している」ところもあった。「その他」では、同一法人で乳児院と児童養護施設を運営している場合、両方の施設で受け入れているセンターもあった。(表20)

表19 実施件数

	実件数	平均件数	述べ日数	平均日数
児童相談所よりの一時保護事業	85	2.7	2204	71.1
自治体よりのショートステイ事業	1010	26.6	5230	137.6
自治体よりのトワイライト事業	831	36.1	2301	100.0
その他	255	28.3	548	60.9
合計	2181		10283	

表20 実施場所 (回答数52)

	実数	%
センター内で実施している	6	11.5
本体施設で実施している	33	63.5
その他	5	9.6
非該当	8	15.4
合計	52	100.0

本体施設との連携

本体施設と「毎日連絡をとりあっている」が32ヶ所(61.5%)、「緊急時の対応」が13ヶ所(25.0%)、「毎日ではないが定期的」が12ヶ所(23.1%)であった。(表21)

連携をとっている本体施設の職員は、施設長が最も多く47ヶ所(90.4%)、指導員が42ヶ所(80.8%)であった。「その他」では、家庭支援専門員との回答が2ヶ所あった。(表22)

表21 本体施設との連携 (複数回答)

	実数	%
毎日連絡を取りあっている	32	61.5
毎日ではないが定期的に行われている	12	23.1
夜間・休日など	7	13.5
緊急時の対応	13	25.0
その他	6	11.5
合計	70	134.6

表22 職員連携 (複数回答)

	実数	%
本体施設の施設長	47	90.4
児童指導員	42	80.8
保育士	40	76.9
心理職員	24	46.2
医療職(医師・看護師)	7	13.5
栄養士・調理師	20	38.5
その他	8	15.4
合計	188	361.5

職員研修

職員研修会は48ヶ所(92.3%)が実施しているが、2ヶ所(3.8%)は実施していないと回答があった。(表23)

職員研修の実施方法は「他団体主催の研修会参加」が最も多く41ヶ所(78.8%)、次いで「同一法人内他施設と共同で」が33ヶ所(63.5%)、「センター単独」も17ヶ所(32.7%)で実施されていた(表24)。研修参加総件数については、38ヶ所から回答があり、総件数736件、平均19.4件であった。参加件数においても、「他団体主催研修会参加」が最も多く、順位について実施方法と同様の結果となっている。「他団体主催研修会」では、児童相談所が最も多く、協議会関係、都道府県、市町村の順となっている。「その他」では、道府県養護施設協議会、子ども虐待防止学会、他のセンターの主催、全国社会福祉協議会、厚生労働省主催などとなっている。(表25)

表23 職員研修会 (回答数52)

	実数	%
実施している	48	92.3
実施していない	2	3.8
その他	0	0.0
無回答	2	3.8
合計	52	100.0

表24 研修実施方法 (複数回答)

	実数	%
センター内で単独で実施している	17	32.7
同一法人内の他の施設と共同で実施している	33	63.5
他のセンターと共同で実施している	13	25.0
他の団体などが主催している研修会に参加している	41	78.8
その他	3	5.8
合計	107	205.8

表25 研修会別参加件数 (回答数38の総数)

	参加実件数	%
センター単独	139	18.9
同一法人他施設と共同	175	23.8
他のセンターと共同	33	4.5
他団体主催研修会へ参加	371	50.4
その他	18	2.4
合 計	736	100.0

センターの経費

補助金は、国が1/2、道府県（政令指定都市においては市）が1/2が原則で、17年度においては計約9,400,000円が基本となっている。しかし、8,600,000円というセンターも1ヶ所あった。

17年度決算において「赤字であった」センターは25ヶ所（48.1%）、「赤字ではなかった」センターは18ヶ所（34.6%）であった。「その他」では「常勤職の社会保険料事業所負担を含めると赤字」「収支ゼロ決算が基本」などであった（表26）。赤字であったと回答のあった25ヶ所において「補填された」が17ヶ所、「補填されなかった」が5ヶ所であった（表27）。「補填された」と回答したセンター（その他も含む）についての補填者は、20ヶ所すべてが「その他」であった。実際には法人会計よりの補填もしくは借り入れとなっている。（表28）

「補填された金額」については、15ヶ所より回答が得られ、最高金額が8,000,000円、最低で1,463円、平均で2,077,992円であった。

表26 平成17年度決算 (回答数52)

	実 数	%
赤字であった	25	48.1
赤字ではなかった	18	34.6
その他	5	9.6
無回答	4	7.7
合 計	52	100.0

表27 赤字の補填有無 (回答数25)

	実 数	%
補填された	17	68.0
補填されなかった	5	20.0
その他	3	12.0
合 計	25	100.0

表28 補 填 者 (回答数20)

	実 数	%
都道府県	0	0.0
市町村	0	0.0
その他	20	100.0
合 計	20	100.0

重要と考えられている活動

センターの活動の中で重要であると考えられていることは、「地域密着型の相談窓口」が49ヶ所(94.2%)で最も多く、「地域の育児支援」40ヶ所(76.9%)、「24時間の対応」31ヶ所(59.6%)と続いている。当初、厚生労働省で挙げた「児童相談所の補完」は、項目としてあげた中で最も低い回答となっている。「その他」では「精神保健関係の相談」「ボーダーケースの相談」「養護施設退所者のアフターケア」「里親と施設との連携・調整」などであった。(表29)

表29 重要だと考える活動 (複数回答)

	実数	パーセント
地域密着型の相談窓口	49	94.2
地域の育児支援	40	76.9
24時間の対応	31	59.6
緊急性への対応	31	59.6
児童相談所の補完	24	46.2
虐待等児童問題への初期対応	30	57.7
その他	6	11.5
合計	211	405.8

運営協議会と総合相談日

運営協議会が「ある」が34ヶ所(65.4%)、「ない」が10ヶ所(19.2%)であった。運営協議会が「ある」と回答したセンターにおける協議会の構成員については、児童相談所が最も多く29ヶ所(55.8%)、次いで福祉事務所と学校等が同数で22ヶ所(42.3%)、児童民生委員21ヶ所(40.4%)、児童福祉施設と保健センターが同数で20ヶ所(38.5%)などである。「その他」では、教育委員会、地区保護司会会長、小中学校PTA連合会会長、県担当部長、などであった。

総合相談日を「設けている」センターは5ヶ所(9.6%)、「設けていない」が42ヶ所(80.8%)で、設けているセンターは少ないことがわかった。「その他」では17年度においては実施していなかったが、18年度より週1回実施しているセンターが1ヶ所あった。(表30～32)

表30 運営協議会 (回答数52)

	実数	%
ある	34	65.4
ない	10	19.2
その他	1	1.9
無回答	7	13.5
合計	52	100.0

表31 運営協議会の構成員 (回答数34複数回答)

	実数	%
児童相談所	29	55.8
福祉事務所	22	42.3
児童福祉施設	20	38.5
警察	15	1.9
保健センター	20	38.5
保健所	17	32.7
医療機関	17	32.7
保育所	19	36.5
幼稚園	17	32.7
学校等	22	42.3
児童・民生委員	21	40.4
その他	7	13.5
無回答・非該当	18	34.6
合計	278	442.4

表32 総合相談日 (回答数52)

	実数	%
設けている	5	9.6
設けていない	42	80.8
その他	1	1.9
無回答	4	7.6
合計	52	100.0

広報の方法

児童家庭支援センターについての広報は、「パンフレットを役所や児童相談所などにおいている」が最も多く48ヶ所（92.3%）、次いで「市区町村の広報やホームページに載せてもらう」が28ヶ所（53.8%）、「本体施設のホームページに載せている」が24ヶ所（46.2%）であった。「その他」では「市内小児科、産婦人科にパンフレットをおいてもらう」「地元新聞に記事掲載を依頼する」「小中学校に相談カードを配布」「N T T電話帳に広告掲載」など、個々のセンターで広報に努めていることがわかる。（表33）

表33 広報の方法について

（複数回答）

	実数	%
パンフレットを役所や児童相談所などに置いている	48	92.3
市区町村の広報やホームページに載せてもらう	28	53.8
本体施設のホームページに載せている	24	46.2
センター職員独自のホームページを作成している	12	23.1
その他	12	23.1
合計	124	238.5

調査結果まとめ

本調査結果は、平成17年度における全国児童家庭支援センター59ヶ所のうち、回答のあった52ヶ所の事業概況調査をまとめたものである。当初の予測として、少ない予算、少ない職員で個々のセンターが様々な困難の中で創意工夫し、児童問題、家庭問題に立ち向かっている現況が明らかにできればと考えていた。それらの中から現状の課題とこれからの展望が考察できるのではないかと考えたのである。

開所日数と開所時間では、1週間の平均開所日数6.3日、1日の平均開所時間は9.7時間であった。夜間の対応では、センター職員の持つ携帯電話に転送しているか、又は本体施設職員が対応するとしているところが約7割であった。さらに本体施設職員が対応するが必要に応じてセンター職員が出勤して対応することもあるということがわかった。

実施事業では、センターが通常の相談支援事業以外に、地域の子育て支援のために多様な事業を実施していることが明らかになった。

連絡調整については、児童相談所との連絡・連携が多いという結果であったが、重要だと考える活動の質問項目では「児童相談所の補完」との回答は低位であり、「地域密着型の相談窓口」が最も重要な活動となっている。回答のあったセンター52ヶ所のうち、児童相談所からの指導委託を「受けていない」と回答があったのは25%であり、4分の1を占めている。児童相談所からの受託内容は養護相談が多く、特にそのうち「虐待」が受託総件数の24.9%となっている。この数字はセンター全体の相談総件数に対する「虐待」の割合が6.5%であるのに比較してかなり高い数字といえる。児童相談所における児童虐待ケースの多いことが窺え、児童相談所の補完としてセンターの虐待事例に対する対応の役割が重要であることがわかる。

子どもの一時預かりは82.7%のセンターにおいて実施されている。内容は児童相談所よりの一時保護のみならず、各自治体よりのショートステイ・トワイライトステイ、必要時には独自

事業として受けいれているセンターもあった。また、同一法人内で乳児院と児童養護施設の双方を運営している場合、子どもの年齢により受け入れ施設を分けているのであろうか、本体施設だけでなく法人内の他の施設を有効に利用しているところもあった。

センターの経費については、48.1%が赤字と回答し、その他にも社会保険料も入れると赤字であるなど、約半数のセンターが赤字であった。補填先はすべて法人会計からであった。法人の独自努力でセンター事業が継続できているともいえるのではないのだろうか。

以上の結果から、当初の予測どおり、個々のセンターが限られた予算、限られた職員で創意工夫していることが明らかになったのではないだろうか。一方で職員研修会を実施していないセンターが2ヶ所あるが、センターの役割の重要性を考えた時今後の課題といえよう。

6. 自由記述より

アンケート調査項目の最後に自由記述欄を設け、(1) 本体施設との連携について（メリット、困難な点、課題） (2) 今後、必要と考えている新しい事業 (3) 児童家庭支援センターの制度についての問題点と課題 (4) 児童家庭支援センター制度の展望等 (5) 心に残る特徴的な事例について、その概要と対応、支援計画等を記述して頂いた。調査項目のみでは、表すことが出来ない様々な実態と、センター職員としての思いが御多忙にもかかわらず、数多く記述されていた。紙数の関係でここにすべてを集録することが出来ないことは残念である。本稿では、児童家庭支援センターの実情を理解する手がかりとするために、そのうちの一部を紹介する。

末尾の数字は、同意見を記述した人数である。

(1) 本体施設との連携について

①メリット

*夜間、センター職員が不在時の電話対応をしてくれる。(7) *ショートステイ、トワイライトや、入所に際し、日程調整、人員調達がスムーズに行える。(6) *24時間、365日対応においては、本体施設の協力は、不可欠。(2) *センターのみでは、地域の認知度は低いが、本体施設の名前を出すことで理解してもらいやすい。 *センターの事務室を本体施設の事務室にしているので、本体施設の様子や、子ども達のことが分かる。(2) *本体施設に入所中の児童が、必要に応じてセンターの心理担当職員のカウンセリングを受けるなどセンターを活用できる。(3) *互いの相乗効果で地域との関係や、関係機関との連携が、さらに良好になった。 *子育て支援メニューが様々な形で支援でき、相談の幅が広がる。

*本体施設の卒園生の対応にセンターが協力できる。 *会計等の事務を本体施設に委託し、相談支援業務に専念できる。 *少ない補助金の補填で運営を支援してもらっている。 *家庭支援専門相談員との連携で施設の卒業生などの不安定な家庭への子育て支援などが展開できる。 *家族再編に向け、本体施設と連携することにより支援しやすい。 *ショートステイ受け入れの時、虐待の問題が明確になり、養護施設入所への判断基準となる資料を提供できる。 *児童が本体施設に入所後も継続して家庭支援が行いやすい。 *濃密な、そして、迅速な連携が可能である。 *センターだけでできるような制度ではない。 *本体施設職員の資質の向上になる。 *全体にメリットの方が高いような気がする。 *本体施設を利用できる。 *行事や、イベントを行なう時に協力を得やすい。(2)

② 困難な点

*連携、引継ぎを行うことが難しい。 *センターの取り組み、業務内容が、理解されにくい。 *本体施設、及び職員の理解が得られないために、ショートステイ、トワイライトステイ実施の協力を得られない。 *本体施設の職員が変則勤務なので、受けた電話や、来訪等の連絡のやり取りが不十分だったり、遅くなってしまうことがある。 *本体施設は、入所児童の処遇で手一杯で、センターの事業を把握する余裕がないようである。(2) *時間外に電話相談を受けた時、本体施設業務に支障をきたす。(特に夜間、直接処遇の職員が、手薄になるため) *夜間は、相談をどうしてもしたいという人のみ受けるようにしている。(本体施設職員が手薄のため) *本体施設の職員は、入所児の対応に手を取られるため、デイ、ショート以外の協力は、難しい。 *本体施設に対して神経をつかう。 *入所児が多い時に、子育て支援短期利用事業が実施できない。 *本体施設の入所児童の出入りの際に、相談を中断させることがある。 *困難に感じることはほとんどない。 *今まで連携が必要だったことは、ほとんどない。 *ショートステイ、トワイライトは、本体職員に負担をかける部分が、多くなった。 *セミナーや、イベントなどでも本体職員に負担がかかっている。 *卒園児の対応にセンター中心、もしくは、本体の元担当が中心になったりして中途半端になりがち。

③ 連携についての課題

*本体施設との会議や、研修会を通じてセンターへの理解と協力を得る働きかけをしていく。 *本体施設も外来部門を設けているので、相談受付のあり方と調整を考えている。 *今後、夜間の相談も増える傾向にあり、マニュアルの見直しを含め夜間対応のあり方について検討したい。 *本体施設職員へ電話相談に対応する様な研修をしてまで相談業務を頼むかどうか。 *本体施設職員も交代で電話相談を中心とした地域の子育て支援の体験をすることも、施設の子どもを育てる上で役立つと思われる。 *細かな連携をとり、家族への支援の中でそれぞれの役割を明確にする。 *独立した建物での活動。 *本体職員のセンターへのボランティア、アルバイトなどをしてもらいセンター部分の仕事内容を知ってもらう。

(2) 貴センターにとって必要と思われる新たな事業

*地域における「子育て支援」事業を行いやすくするための情報交換や連携事業。 *今の事業を継続する。(精一杯)地域に根ざさせる。(6) *支援を必要としながら、地域から孤立し、情報が行き届かない家庭への積極的な支援。(6) *10代、20代前半等の若い母子家庭への子育て支援。 *休日の地域の子どもたちのための居場所提供事業。 *地域の子どもの健全育成事業(子ども会活動・スポーツ少年団・学校のPTAの協力支援)に力を入れていきたい。 *若い母親や障害をもった親への支援。(母親学級やサークル作りに協力)(2) *外国人(主に東南アジア系)母親問題に対する支援強化。 *精神保健関係の相談に対応する支援強化。 *子育て教室―子育ての予防支援として親子で楽しめる活動を行ってゆきない。その中で子育ての悩みを聞いたり相談にのってゆく。 *不登校を対象とした事業。(子どもたちの居場所・親の会・自由参加型の行事・活動等)(4) *本体施設(児童養護施設)と連携した子育て支援(施設を解放し、親子で遊び等)やデイサービス(有料で子どもを預かる) *子育てサロン風の「母子の集い」を開催し、子育ての不安の解消に向けた取り組みをしたい。(2) *小・中・高校生といった幅広い子どもに対して窓口を分りやすく大きく持つこと。 *地域独自のニーズを把握し、地域と協力して実施できる事業。(団体や自主サークル等) *子育てでセミナーを通しての予防的な活動の展開。(5) *複数の相談者を集めたグループワーク。(2) *中高生と母子(乳児)とのふれ合いを通して子育ての体験をする事業。 *子育て広場を常時行う。

(3) 児童家庭支援センターの制度について問題点や課題

* 予算が少ない。(補助金の増額) (25) * 人員が決定的に少なすぎる。(常勤1名では支援に限界がある) (38) * 相談件数が増え、また相談内容において虐待(含疑い)が増えているが、訪問が必要なケースが多いが、事務所に必ず1人在室するようにしなければならない為、思うように訪問が出来ない。(11)

* 補助金の翌年繰越ができるような措置をとって欲しい。 * 「24時間体制」について、緊急性がないかぎりセンター独自の時間設定での形態が良いのではないか。 * 国の子育て支援機関としての位置づけがあいまい。周知もされていない。中途半端な機関になりがち。(見直しを図る必要有) (2) * 各児童家庭支援センターの取り組みに差がある。 * 設置数が少ない為に利用者が引越をする際に紹介できない。

* 地域性も考慮するなら相談件数での比較は難しい。 * 相談件数は増加の傾向にあり、3名の職員の常勤化が望まれる。(4) * 市町村窓口・児童相談所・センター等相談機関が重複し、相談者が混乱している。位置づけが曖昧で、センターとしてもどこまで関わってよいか分らない。(6) * 夜間の対応の有り方。(センター独自で対応できるようスタッフの充実) (6) * 職員の賃金の問題。(2) * 常勤1、非常勤2の職員体制で年中無休24時間体制で業務を行うこと自体無茶なことに思える。体制を整えるために予算必要。(6) * センター数が少ない。 * 相談職としてのスキル不足。 * 児童福祉法第44条に規定されているものの、役割については明確にされておらず、曖昧であるために、地域住民や他機関がきちんと認識をもちにくくさせている要因だと思う。 * センターの地域的な偏差がみられる。 * 年間相談件数が増加し、社会的ニーズが高まっている中、様々なケースにしっかりと対応できる専門職の確保、サービスの向上の必要性から予算の増加が必要。 * この制度が今後も継続、発展していくのか順次縮小していくのか不安定。 * 全国一律の補助金を見直すべき。都市部など相談件数や夜間の相談など需要の多いところは上積みすべき。 * 児相業務を補完するという児家センの役割について再検討及び、具体的な指針が必要。 * 児家センは、予防・早期発見においてその独自性が発揮されると考えられるが、厚労省や県関係者に認識されにくいのではないか。実績報告書の内容から児相の補完的機能のみが認識されていると思われ、理解を求めていくことが大きな課題。 * 入金が年度後半になっており、本体施設の借り入れ等になってしまう。

(4) 児童家庭支援センター制度の展望等について

* 地域に密着した機関として信頼性のある機能を発揮していくこと。 * 家庭児童相談室の充実により児童家庭支援センターの新たな存在意義を見出すべき転機にきているのかなと感じる。 * 学校の集団に不適合な子どもが、子育て短期支援事業のトワイライトステイの小さな集団での関わりを通し、友人関係を少しずつ広げていき、学校の集団になじみ登校できるようになっている。 * 児童相談所と役割を二分するような都市型のセンターとは異なり、児相の補完的な役割を担う地方型のセンターは、地域のニーズに即した独自の方向性を打ち出し、きめ細やかな支援を積み重ねることが評価につながるものと考えている。数にものさしを当てて評価されることが多い中、どのようにセンターの存在意義を示していくのかが一つの課題である。 * 都市部にあるセンターと違い、人口の少ない郡部では家族構成も三、四世代が多く、身近な相談は家庭内・親戚内で解決してしまうことが多い。従って、当センターにおいては、相談事業を多くするよりも、こちらから出向く、出前式の支援をしていく事が重要と考える。子どもの遊びや、乳幼児への育ちに関して地域の社会福祉関係者・保健センター・学校・保育所の連携を密にして、センターの

持っている知識・技術を利用していこうと考える。 * 関係機関との連携がとても大切である。現在は、児相と定例会議を行っているが、今後は、福祉・保健・教育といった幅広い専門機関との緊密な連携をはかる必要がある。児童虐待問題への早期発見・早期対応はまさに連携が大きな役割を果たしていると思う。

* 児童養護施設に附置し活動を展開することは、相互に有益なことと理解している。安定した運営の為には、人数・件数等の実績評価だけではなく、経費を含めた国の配慮がほしい。 * そもそも国でうち出した制度・施設であり、施設の積極的な活動・実績だけを期待し、それだけを主として評価することは疑問である。児童施設の中でのポジションが明確でない。 * 各関係機関（医療・福祉・保健等）の連絡調整及びコーディネーター役が益々増してくるものと思われる。言い方を変えれば、縦割り社会をつなぐ横割り組織体の中心体としてケースに当り、これを解決していくという動き方が望まれる。 * 相談機関が沢山あって、地域住民は、その中から相談しやすく有益な機関とつながることが望ましく、その期待に応えられるよう援助技術の向上が望まれる。 * センターの設置を増やすことで、地域支援の幅を広げることができるのではないか。窓口が増えると、コミュニティの場も増え、育児の孤立化から生まれる悩みや問題が軽減するかも知れない可能性がある。 * あくまでも民間の児童相談窓口ということを念頭に置き、公的機関ではなかなか取り組むことが難しいことを民間らしく柔軟さ・フットワークの良さを最大限発揮し、児童相談所や市町村児童相談窓口と役割分担しながら子ども達やその家庭にとって最適な支援が出来るように努めていきたいと思う。 * 「子ども・子育て応援プラン」に基づき、平成21年までに100ヶ所設置を目標に推進することになっているが、新規設置が必ずしも進展していないように思われる。このため、重点的に、児童家庭支援センター未設置の県ならびに中核都市等に積極的に働きかけ、全国的なネットワークの拡大を図るべきではないか。 * 今は、既存のセンターが地域にとって不可欠な存在と認知されるように地域貢献を重ねていくのみ。基盤がなくては展望もなし。 * 子育て支援事業の箱物が沢山できて、関わるスタッフの専門性、心情、サラリーだけではできない思いの充実などのソフト面の人格形成が求められる。足しげく自宅訪問をし、虐待等の予防の役割など担うことが大切といえる。 * 地域の住民が気軽に声かけ・参入・訪ね・そして来られるような宣伝・広報が必要である。 * 地域に望まれる施設でありたい。 * 地域の児童福祉を充実させ、児童虐待やDVの予防・早期発見を目指す。施設への入所という形ではなく、必要な時に利用できる子どものシェルターの必要性を感じている。 * 他機関との連携の難しさー相談内容の多様性・複雑性のために長期間の支援体制の整備が必要ではないだろうか。

* 三位一体改革とともに児童福祉法が次々と改正され、なかなか展望が見出せないでいる。今は、児童養護施設にセンターの大半が附置されているが、保育所を除く入所型全児童福祉施設に附置してもらいたい。相談窓口である市町村との連携が今後ますます大切となる。 * 児童養護施設に入所している児童の母親を支援することで、家庭復帰を目指したり、入所児童が親になった時の子育て支援を実施してゆくことが、虐待の連鎖を断ち切るものと思われる。また、地域の中で、虐待され、良い親としてのモデルを知らない親たちへの子育て支援、あるいは、子育て中の親への健全育成を目指した子育て支援等を実施することで虐待予防を行う。

7. 考察

1) 児童家庭支援センターの役割と展望

「地域の児童・家庭の福祉向上を図ることを目的」として設置されている児童家庭支援センターが、今日の社会で果たすべき役割の重要性は明らかである。今日の地域における児童・家

庭を取り巻く深刻化する問題を考える時、センターの適切な対応が求められる。しかし、児童家庭支援センターの現状はどうであろうか。本研究の目的は、センターの存在と実態が十分に認識されておらず、また、先行研究も2, 3を数える程度の中で(注5)、センターの実態を明らかにし、その課題と展望を述べることである。センターの現状は、その重責に比して非常に厳しい運営の実情であるといえる。そして、センター関係者の中には、この制度が将来継続発展していくのか、あるいは、消滅するのか展望が持てないでいることも分かった。全国児童家庭支援センター発行のハンドブックの第9章には、「今後の児童家庭支援センターの展望」としてセンターの構想が描かれているのでその概略を紹介する。(注6)

全国児童養護施設協議会は、2003年4月に発表した「児童養護施設の将来構想」の中で「(略) アセスメント機能、治療的機能、家庭調整機能など、より専門的対応が可能な施設として位置づけられている。こうした機能を発揮するためには、基幹施設にセンターを設置することが必要不可欠である。(中略) センターに機能する方向を模索すべきである。今後、センターの設置促進並びに制度の充実を図り、地域の子育て支援の拠点としてセンターを核に児童養護施設が、その役割を発揮することが期待される。」(子どもを未来とするためにー児童養護施設近未来像Ⅱーより) センターは、要保護児童問題や、地域の子育て支援としての相談や、援助に総合的に対応する必要がある。そのためにも今後は、センターに専門家(小児科医、弁護士、権利擁護委員、警察署、少年相談員等)による支援者を配置し専門的に相談に応じていくことも必要になってくる。そして、特養老人ホームに附置している在宅介護支援センターと同じように、全ての入所型児童福祉施設にセンターを設置すべきである。そのことにより本体施設が、地域と関わり、信頼も必ず得られる。そして、その施設周辺の地域社会の子育て家庭が、安心して、産み育てられることになる。これこそ、次世代育成支援対策推進であると考え」と述べられている。

今日、地域には、児童相談所を始め、家庭児童相談室、保健センター、民生・児童委員等の各種の相談機関が、設置されている。その相談の枠組みの中に、さらに、児童福祉施設に附置するものとして、平成10年4月に児童家庭支援センターが創設されたということは、従来の相談機関では達成できなかった特性を持つ相談機関としての存在意義が期待されていることである。「地域に密着し」「24時間、365日」「児童福祉における専門的な知見・技術」が十分に機能するならば、地域における児童・家庭問題の発生と深刻化を未然に防止する有益な相談機関となり得るであろう。

児童養護施設の大半は、第2次世界大戦敗戦後に戦災孤児等を対象に設立され、今日に至るまで入所児童を通して常にその社会を映してきた。そして、現在は、入所理由も大きく変化し、施設によっては、被虐待児が70%以上を占めている。児童福祉施設である児童養護施設を始め、他の入所施設は、かつてのように、入所児童のみに目を向けたあり方から、地域における老人ホームや、障害児・者施設のように地域社会に目を向け、積極的に関わり、その専門性を地域の児童家庭福祉の向上のために活用することが求められている時代が到来したということである。そのためには、児童養護施設の持つ従来の機能だけでは、今日の複雑な児童家庭問題に十分に対応することは困難であるところから、多機能を備えた児童家庭支援センターを本体施設に附置することで、地域の子育て支援の拠点として、児童養護施設等が、その役割を発揮する

というものである。児童家庭支援センターは、地域における児童家庭問題の早期発見において、その独自性が発揮されるといえる。センターの位置づけや、必要な権限の付与、一方、本体施設の附置施設として連携の利点を最大限生かしながら、本体施設職員に対して過度に負担をかけない運営形態をとることが、児童家庭支援センターの将来の発展をもたらすといえる。その他の児童入所施設についても、その専門性を生かして同様のことが言える。

児童家庭支援センターが、今日の社会の要請に応え、その独自性を発揮して発展していくために、本調査研究で明らかになったと考えられる課題を次にあげてみる。

2) 児童家庭支援センターの課題

①センターの設置数と偏在

2005年度末におけるセンターの未設置県は17県にのぼる。協議会調査による8年間の設置状況の累計をみると、1998年度6ヶ所、1999年度11ヶ所、2000年度19ヶ所、2001年度27ヶ所、2002年度40ヶ所、2003年度46ヶ所、2004年度51ヶ所、2005年度59ヶ所となっている。2002年度の新設数13ヶ所を除き他の年度は5～8ヶ所の新設数である。5種の児童福祉施設数1040ヶ所に対して、附置数は59ヶ所で、5.9%に過ぎない。当初、協議会は「すべての児童福祉施設に設置」を目標としていたと聞く。現在も、「500ヶ所を」という声も聞かれる。しかし、国の「子ども子育て応援プラン」では、2009年度のセンター設置の到達目標は100ヶ所に過ぎない。2005年9月21日～22日に開催された、「平成18年度全国児童家庭支援センター協議会総会」での厚生労働省担当者の行政説明においてセンター事業への期待が述べられた。(注7) また、本体児童福祉施設についてみると、児童養護施設に55ヶ所(93.2%)が附置されており偏っているといえる。他の児童福祉施設の専門性の活用を考えると、多種類の児童福祉施設にセンターが設置されることが望ましい。センターの未設置県が多い中で、設置されている県もせいぜい1～3ヶ所という状況である。地域住民の児童家庭福祉の向上をはかり、安心して子育てをするためにも、信頼され、また利便性のある支援施設として機能することが求められる。そのためにも、全国の各地域において身近な児童家庭支援施設として、どこに居住しても住民が公平に利用することができるようセンターの増設が急がれる。

②財政基盤の確立

自由記述における課題、問題点として大半のセンターが、財政基盤の脆弱さ、補助金の少なさをあげており、センターの運営が不安定で、十分な活動を妨げていることがうかがえる。先ず職員の配置においては、現在常勤1名と非常勤2名となっている規定を、3名の常勤職の配置が強く求められている。恐らく、この制度創設の審議の段階では、24時間、365日の開設について、本体施設の職員と、設備の有効活用ということで、経費もかからない効率的なアイデアとされたのではないか。しかし、実際には、本体施設(多くが児童養護施設)は、夜間は、職員数も少なく、入所児童の子どもの世話で手一杯ということもある。また本体施設の職員は相談の専門職ではない。本体施設とセンターとの連携が良好でない状況も見られ、十分な理解が得られないままセンターの職務遂行上支障をきたしているところもある。本体施設職員の夜間の活用は無理であるならば、センターにも夜間職員を配置すべきであろう。1年間の経費

900万円前後という金額に対して、本調査では48.1%のセンターが赤字と回答している。それは本体施設により補填されているが、児童家庭支援センターの独立採算で運営できることが基本ではないか。協議会が全国の児童福祉施設へセンターの開設を呼びかけているにも関わらず、めざましい成果は上がっていない。補助金額と赤字の多い実状を知ると、センターの開設に向けて積極的には、取り組めないのではないだろうか。

東社協が実施した東京都の「子ども家庭支援センター」の実態調査において、「問題点について」の自由記述では、経費についての要望は殆どみられない。同調査では、42センター中、29センターの回答は、年間事業費の平均は約3903万円であり、「児童家庭支援センター」とは大きな差異が見られる。

補助金額については、考え方次第という声も聞かれなくは無い。つまり、支給される補助金の範囲内で工夫してやるべきだということである。今後、児童相談所からの委託で市町村窓口で受けたケースが、センターに委託されるかどうか。現在、奈良市や高崎市の自治体ではセンターと児童相談援助事業委託契約が交わされ、年間750万円～530万円の委託料が支払われている。現在は3つの自治体に過ぎないが、今後このような自治体が増加することで、センターのより充実した活動が期待できよう。

③運営上の問題

自由記述欄をみると、センターの活動が本体施設職員に十分に理解されていない場合は、夜間や休日の相談電話を本体施設職員が受けることに対して、必ずしも順調にっていないこともあることが分った。センターは本体施設と連携しているが、センター職員は本体施設の業務を兼務することはできないことになっている。

2004年7月の厚生労働省の通知として、附置条件の緩和策が出されたが、本体施設職員が夜間や休日に相談業務を兼務するための職員増等を検討するべきではないか。なお、同省家庭福祉課長通知にある年間300件という数字を厳しく守るなら、多くのセンターは、閉鎖することになる。しかし、当面、延件数でも認められている。相談内容は非常に深刻なケースも含まれ、一方身近な相談室ということでケースが終了したあとも児童や親が足しげく立ち寄っているところもある。センターの活動を単に相談件数のみで評価するという考え方はなじまないのではないか。センターの運営は地域のニーズにより、当然のことながら活動の内容に相違がみられる。地域によっては、相談よりも子育て支援が求められている。夜間の開設需要がない地域では、不要であるという考え方も自由記述欄でみられる。児童家庭支援センターが24時間365日オープンをとしている以上、夜間の相談受け付けは必要かも知れない。夜間業務担当の配置が検討されるべきであろう。

④センター職員の専門性の向上

相談内容、及び相談件数は、都市に設置されているか否かで差異が大きいといえる。また、活動内容も子育て支援を中心としているものと、相談業務を中心としているところがみられる。協議会は、2003年度より、資生堂社会福祉事業財団の支援を受けて、実務者研修会を年1回実施し、また海外研修の参加も援助されている。そのような機会を通して、相談・援助・支援等

の技術の向上、及び、職員の専門性の向上と、人格の識見を高める努力がなされている。センターは、児童のみでなく家族全体の問題を受けており、本調査では、相談内容として「その他(家族・夫婦問題等)」が、20.5%を占めている。一方年齢については、17.7%が、「18歳以上・大人」であることが分った。一方、乳幼児は、44.8%を占めており、37.5%は、小中高生であることから分るようにセンターは支援する年齢の幅も広く、相談内容も多様である。住民の信頼を得るためにも、各種の相談に即応できるセンターでなければならない。専門性の高い職員が、一つ一つの相談に対して誠実に、懇切丁寧に対応することで、地域住民の信頼を得、センターの存在が住民にとって不可欠のものとして認知されるであろう。そのためには、職員の研修の機会とスーパービジョン体制の確立が必要であり、それらに要する費用は補助金の中で保障されるべきである。

8. おわりに

調査票の最後に記述して頂いた「事例と援助の経過」から、全国のセンターの相談内容の一端と、支援の状況をうかがい知ることができた。所在地は異なっても、全国のセンターにおける相談内容に共通性、類似性が見られる。即ち、地域における児童家庭問題の発生と複雑性、多様性、深刻性が日本全国に広がりを見せていることを知らされる。単に、相談者の実人数の多少によりセンターの活動状況を計ることはできないことがわかった。家庭の様々な葛藤や、また、子どもや、親の心に寄り添い、懇切、丁寧な相談活動が実施されていることを知らされた。時には積極的に遠方にある家庭の訪問や、地域の学校を訪れ誠意を持って取り組んでいる様子を知らされた。児童家庭支援センターは、このようなスタッフの献身的な努力に支えられているといえよう。

本制度の発足から9年が経過した現在、児童・家庭を取り巻く問題状況はより深刻化しているといえよう。厚生労働省の調査では、2005年度の児童虐待相談件数は過去最多となっている。また、同調査では、2005年4月より相談窓口となっている市町村の約80%が、「専門性を持った人材の確保が困難」と答えており、相談態勢の不十分さが明らかになった。この報告を通して児童家庭支援センターの存在と、発展が強く求められているといえよう。センターが現在取り組んでいる事業や、また、地域にとって必要と考え実施を計画している事業を通して、入所施設の多くが(児童自立支援施設を除く)民間施設の特性を生かして、公的機関には見られない、開拓的、かつ、柔軟性を持った活動の展開がなされていることがうかがえる。

センターの協議会が採用しているキャッチコピー“あなたの隣のやさしい仲間 児童家庭支援センター”は、センターの地域における存在を適格に表現している。(注8) 2006年9月鳥取県で開催された第7回全国児童家庭支援センター協議会総会に出席したが、センター制度は新しいが本体施設は百年に及ぶ歴史を有するものも見られ、その長年の児童福祉施設の経営と運営の経験や、専門性が、センター事業に生かされていることがうかがえた。日々、苦勞の多い職務の中で、地域社会の児童や家庭にも目を向け児童福祉の向上に努力されていることに、心から、敬意を抱くところである。今後のセンターの発展は、今は、まだ少数ながら、全国に設置されているセンターの結束と、センターの存在意義に対する共通認識と確信にあると考える。

最後に、本研究は、実態調査への全国の児童家庭支援センターのご協力があったからこそまとめることができた。心からの感謝の意を表したい。本稿を研究の終了とせず、今後もセンターの発展を見守っていききたい。また、拙い研究であるが、児童家庭支援センターの実情を広く児童福祉の関係者や国民、研究者に知って頂き、センターに対する理解と発展への支援が得られるならば幸いと考えている。

なお、本研究は十文字学園女子大学の共同研究費の支給を受けてまとめることが出来たことを御報告すると共に感謝の意を表したい。

(注)

1. 厚生省「児童家庭支援センター設置運営要綱」厚生省児童家庭局長通知、1998年5月
2. 伊藤わらび著「東京都の育児支援施策の現状と課題 その1. 全国最低の出生率にある巨大都市・東京の対策」十文字学園女子大学人間生活学部紀要第2巻 P.94、2004年12月
3. 東京都福祉保健局少子社会対策部計画課編「子ども家庭センターガイドライン」P.98
東京都 2005年3月
4. 東京都社会福祉協議会編「東京都内 子ども家庭支援センター実態調査報告書～事業活動の実態から見える次世代育成支援にむけた課題～」P.19～20 東京都社会福祉協議会 2004年
5. 「児童家庭支援センター」の実態調査は、次の研究報告がある。
 - ①才村 純著「児童家庭支援センターの課題と方向性について」
「季刊 児童養護」 全国児童養護施設協議会編 2001年
 - ②瀧口桂子他著「都市における家庭養育支援に関する研究」 2003年3月
平成12～14年度科学研究費補助金、研究成果報告書、課題番号12610202
 - ③相原真人著「地域における児童家庭福祉に関する相談支援のあり方についての考察—児童家庭支援センターの機能を中心に」
平成17年度大正大学大学院人間学研究科 社会福祉学専攻修士論文
6. 全国児童家庭支援センター編・発行「児童家庭支援センターハンドブック」P.54～55 2003年
7. 「平成18年度第7回全国児童家庭支援センター協議会総会 2006年9月21日～22日」要旨集 P.5
「厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課：児童家庭福祉の動向（行政説明）」
8. 全国児童家庭支援センター協議会編・発行「たいよう」 第3号、P.1 2005年9月1日発行

参考文献

1. 厚生労働省『市町村児童家庭相談援助指針について』厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、2005年
2. 厚生労働省『児童相談所運営指針の改正について』厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、2005年
3. 児童家庭支援センターハンドブック編集委員会（編）『児童家庭支援センターハンドブック』 全国児童家庭支援センター協議会、2003年
4. 才村 純 「児童家庭支援センターの課題と方向性について」『季刊 児童養護』32（2） 全国児童養護施設協議会、2001年
5. 瀧口桂子・遠藤久江・富田恵子、松本園子・小林理『児童家庭支援センター調査報告書』 児童家庭

養育支援研究会、2003年

6. 相原真人著 「地域における児童家庭福祉に関する相談支援のあり方についての考察－児童家庭支援センターの機能を中心に」 平成17年度大正大学大学院人間学研究科 社会福祉学専攻修士論文
7. 東京都社会福祉協議会『東京都内 子ども家庭支援センター実態調査報告書～事業活動の実態から見える次世代育成支援にむけた課題～』東京都社会福祉協議会、2004年
8. 子ども家庭問題ケースマネジメント研究委員会『子ども家庭問題におけるケースマネジメントの展開と実践』東京都社会福祉協議会、2002年
9. 松田博雄・山本真実・熊井利廣（編）、地域子ども家庭支援研究会（著）『三鷹市の子ども家庭支援ネットワーク地域における子育て支援の取り組み－』ミネルヴァ書房、2003年
10. 東京都福祉局子ども家庭部計画課（編）『児童虐待の実態－東京の児童相談所の事例に見る－』東京都生活文化局広報広聴部広聴管理課、2001年
11. 長谷川真人・神戸賢次・小林英彦（編）『子どもの援助と子育て支援』ミネルヴァ書房、2003年
12. 竹中哲夫・長谷川真人・浅倉恵一・喜多一憲（編集代表）、全国児童養護問題研究会（編）『子ども虐待援助－児童福祉施設・児童相談所のとりくみ－』ミネルヴァ書房、2004年
13. 全国児童家庭支援センター協議会編・発行「たいよう」第1～4号
14. 東京都「子ども家庭支援センターガイドライン」2005年
15. 汐見稔幸編著「世界に学ぼう！ 子育て支援」フレーベル館 2003年
16. 「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会報告書」（座長 山縣文治）2006年4月

SUMMARY

The deterioration of the environmental surroundings of children have reached a fairly advanced stage in these years. We have seen the occurrence of various problems in the wholesome upbringing of children, for instance, child abuse, nervous breakdown caused by the stress of child care, juvenile delinquency, refusal to go to school, violent behavior within the family, and the collapse of family, etc. In the social background of the many problems of family the Child Welfare Law was amended in 1997, and was added in clause 2, the article 44 as 「the Children and family support center (Jido Katei Shien Sentā)」 The children and family support centers are established attached to the five kinds of children's welfare institutions, and those centers are opened for 24 hours a day, and throughout year in the community. Only 59 centers have been founded by the end of March in 2006.

We carried out the study on the actual state of 59 centers in August in 2006, after visit of 5 centers in prefectures of Saitama, Chiba, Kanagawa, and Tottori. 52 centers filled out the questionnaires. The respondent rate was 88.1%. By the answers of the study, we knew the enthusiastic and devoted activities of the staffs of centers for children and family in each community in the harsh conditions of centers.

As the result of the study, we would like to suggest that the following 4 problems of centers should be improved immediately for the development of the welfare of children and family in the community.

- (1) Increase of the number of centers, in all children's welfare institutions of 5 kinds which 1040 institutions have been established, in all prefectures.

- (2) Increase the subsidy as to only about 9 million yen per one center a year.
- (3) Improvement about the management, the solution of the problems brought about especially by the establishing attached with the 5 kinds of children's welfare institutions.
- (4) The full-time employment of staffs as the specialist of the social worker, and counselor.